

第10回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

11月9日(木)午後1時30分から午後3時

2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

浅村隆雄(釧路市漁業協同組合) 梅岡義幸(釧路市企画財政部)
小濱浩庸(釧路地方裁判所) 今重一(釧路弁護士会)
佐藤正樹(釧路司法書士会) 藤田信宏(釧路地方検察庁)
松実寛(釧路消費者協会) 山崎学(釧路地方裁判所)(委員長)

(2) 欠席委員

北野宏明(北海道新聞釧路支社) 長谷川涉(北海道建築設計事務所協会)
平間育子(釧路女性団体協議会) 宮部理喜男(釧路市商店街振興組合連合会)
山口隆(釧路市教育委員会)

(3) 説明者

津田鉄子(駆け込みシェルター釧路)

(4) 裁判所

空井克憲(事務局長) 杉本正則(事務局長) 西亦敏廣(民事首席書記官)
富所猛男(事務局次長) 鈴木浩二(事務局次長) 福原茂(民事
訟廷管理官)

(5) 庶務

安藤正樹(総務課長) 安達哲也(総務課長) 石丸勝也(総務課庶務係
長)

4 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 委員長から議題についての説明

前回に承認を得ている「裁判所における犯罪被害者保護及び配偶者暴力」のうち、幹事会協議により、今回は「配偶者暴力」に絞り、「配偶者暴力に関する保護命令と関係機関との連携の在り方」というテーマで意見交換を行いたい。「犯罪被害者への配慮」については、次回委員会において取り扱うこととする。

(3) 説明者津田鉄子氏の紹介

配偶者暴力に関する実態について御説明いただくため駆け込みシェルター釧路副理事長の津田鉄子氏に出席してもらった。

(4) 裁判所から配偶者暴力に関する保護命令について西亦民事首席書記官から説明

(5) 意見交換

委員長 ただ今、裁判所から保護命令手続等の説明を行ったが、裁判所が保護命令申立てを受けて一番苦勞するところは何か。

- 裁判所 書記官は、初めて被害者に会うので、申立書に記載していただかないと事情が分からない。必要事項の記載を求めるときに、裁判所は2次被害を防ぐためにかなりの神経を使う。
- 申立人も裁判所では緊張するのか、要領良く申立書を記載できないので、裁判所窓口よりは、シェルター等でサポートを受けて申立書を事前に記載してきた方が申立人にとっても良いと感じる。
- 委員長 宣誓供述書を公証人役場で使うことについてはいかがか。
- 裁判所 利用者負担として1万円くらいかかるので、裁判所でも勧めてはいない。道内でもほとんど利用されたケースはない。
- 委員 法テラスでの保護命令事件の取扱いは、今年10月末までに2件ある。
- 統一された申立書の書式は持っていないが、各弁護士事務所では、それぞれ申立書を持っているようである。
- 説明者 以前は裁判所で書記官のアドバイスを受けて申立書を作成していたが、現住所をどのように記載するかで苦労してきた。今は弁護士からアドバイスを受けることが多い。
- 裁判所 申立書に記載する住所は、旧住所で構わない。連絡のため、事実上シェルターの住所を教えていただくことはある。
- 委員 弁護士が代理人として就く場合は、送達先は代理人住所とするのがほとんどである。
- 委員長 命令が出た場合は、相手方への説明はどのようにしているのか。
- 裁判所 審尋のときに相手方が出頭していれば、命令告知時に罰則については、きちんと説明をしている。
- 命令が出た場合は、北海道警察釧路方面本部生活安全課にファックス送信することになっている。警察ではそれを受けて、相手方に接触して説明をしているようだ。
- 委員長 警察の対応はいかがか。
- 説明者 熱心に対応していただいている。
- 加害者は、被害者を自分の所有物と思っている傾向が強く、罪の意識がないところが、警察も説明に苦慮しているところのようである。サラリーマンのような勤め人の方は、警察の接触が大きく功を奏している。
- 委員長 保護命令の更新については、どのように取り扱うのか。
- 裁判所 更新という制度はなく、再度の申立てとなる。実際にそのようなケースもある。危険性がある限り何度でも申し立てることができる。
- 委員 釧路市役所での相談件数は、平成16年が84件、17年が57件、18年8月末で23件、その内シェルター関与事案が、16年に9件、17年に3件、18年8月末で2件となっている。
- 関係各所の連携が肝要ということで、釧路市では、税務や戸籍の処理、福祉住宅の確保などを児童福祉課が窓口となって対応している。課では主にケースワーカーが担当しているが、24時間の対応を迫られるし、職員の安全にも大変気をつかう。
- 委員長 シェルター利用者の動向についてはどうか。
- 説明者 釧路市は全道的にみても連携が取れていて、児童福祉課で、税務や戸籍など市役所で取り扱う書類が全て揃う。また、保護命令申立てにあたっては、支庁のDVセン

ターか警察署に事前相談をする必要があるが、釧路市は、一旦相談に訪れると関連機関に対して情報をきちんと引き継いでくれるので2次被害はない。保護命令送達のための私書箱も設置している。

裁判所 裁判所での保護命令申立書に記載すべき実情等については、要件さえ満たしていれば他で作成した書類の流用でも構わない。必要なことさえ記載されていれば、2次被害防止のために窓口で改めて聞くことはしていない。

当事者対応については、要望があれば係全体で対応する。

申立ての直接の端緒となった事実は記載されているが、過去の暴力の事実やそれに関する診断書、被害の状況、今後も同様に暴力を受けるおそれについて、申立書上記載が不足していることが多い。不足している場合は審尋で聞くようにしている。

委員 暴力について、いつ、どこで、どのようにと明確に思い出させるのがなかなか大変である。

説明者 配偶者暴力の被害者には、ハネムーン期、緊張期、爆発期とあって、爆発期で暴力を受けても、その後にハネムーン期で加害者から甘い言葉をかけられると、かなりの部分を忘れてしまう傾向がある。

委員長 シェルターから裁判所に対する要望はないか。

説明者 窓口対応を一貫してほしい。

窓口で時間をかけられるのも嫌である。

調停で、暴言内容を録音していた当事者で、自分が加害者から避難するために通帳等を持ち出した事案で、調停委員から、1か月の避難とはいえ家事放棄をして財産分与とはとんでもないと言われた。

裁判所 認識を深め発言に注意したい。

現在のところ、対応マニュアルにもいろいろ注意事項があり、調停委員にも事例を紹介する等して理解を深めるようにしている。

説明者 シェルターでサポートした事案で、小さい子どもを抱える女性について裁判所まで同行したが、相手方と廊下ですれ違い危ない思いをしたことがある。

裁判所 保護命令の申立人、相手方の審尋期日は、別の日にしている。家庭裁判所の調停事件の場合は、同じ日に呼ばれることはあり得る。調停であっても合意段階に至らなければ同席はさせていない。

委員 被害者側に弁護士が就いていれば同席しないようにするのがほとんどである。特に暴力がひどい状態のものは、合意段階に至るまで代理人しか出頭しない場合もある。

委員 保護命令が却下されたケースはあるのか。

裁判所 要件として過去の重大な被害について証明ができないものについて、審尋を重ねても明らかにならないものについては却下となることもある。

保護命令については刑罰があるので、被害についても証明が必要である。

裁判所は中立の立場なので、双方の言い分を聞いて証明の有無により判断する。

委員 相手方不出頭の場合はどのような扱いとなるのか。

裁判所 相手方の言い分を聞く機会を与えたにも関わらず、不出頭であれば、保護命令は出すことができる。

委員 保護命令が送達できない場合はどうなるのか。

- 裁判所 保護命令については、基本的に審尋期日に出頭すれば、その場で言渡している。出頭しない場合は送達することになるが、釧路地域では送達ができなかった事例はない。最終的には公示送達の手段もある。全道的には執行官送達も多く利用されているようである。
- 委員 加害者側に弁護士が就くことはあるのか。
- 裁判所 相手方に弁護士が就くケースは少ない。
- 委員 保護命令事件で、加害者側からの反論などはないのか。
- 裁判所 暴力の程度を争ったり、申立人の非を指摘してくることがある。しかし、暴力の実態さえあれば要件は整うので命令上の問題はない。
加害者の言い分として、暴力の正当性について訴えたいのがほとんどで、自分の暴力の事実自体は大半が認めている。
- 委員 弁護士のところに加害者側から相談が来たらアドバイスは行う。暴力の程度などについては、離婚訴訟や調停で争うことになる。
- 委員 女性が被害者という前提で議論が行われているが、今後は女性が加害者となる反対のケースも想定すべきと思う。
また、保護命令の対象とならない無視や差別などの精神的な暴力はどのように扱われるのか。
- 裁判所 刑罰をもって抑止するのは、現在のところ身体的な暴力のみである。法の目指すものは、全ての暴力を抑止することだが、保護命令に馴染まないものについては、警察や配偶者暴力相談支援センターで適切な対応をすることとなっている。
- 委員 保護命令が守られていないという実態はあるのか。
- 説明者 守られていると思う。
申立人にも安易に近づかないように指導している。
- 委員 加害者に罪の意識が低いことも問題だが、被害者側もハネムーン期などにさしかかり被害届を取り下げるケースも多々ある。被害者の言い分だけを真に受けられない実情にある。
- 説明者 保護を受けるために一生懸命サポートするが、途中でよりを戻す方もいる。そういったケースは、サポートする側としても大変落胆する。
- 委員長 刑事事件の判決の時に、実刑にすると被害者がわがままなんだと批判されるし、かと言って猶予にするとDVを理解していないと批判される。家庭内のことなので実情が分かりにくく難しい問題である。
- 説明者 シェルターの受け入れ状況について、駆け込みシェルター釧路は民間シェルターなので、暴力団関係を1件断った経緯がある。また、希望者が多数いるときは、釧路では1件しか受け入れられないので、帯広と協力しあって活動している。
携帯電話を預かって、シェルターと警察にしか繋がらない携帯電話を持たせるようにしている。
食料は定期便で届け、その時に他の買い物の要望を聞く。外出せずにゆっくり心身を休めてもらって、その後生活保護の申請、調停の申立をし、慰謝料等が入れば扶助や返済すべきものを精算して自立へと進んでいただいている。
- 委員長 貴重な御意見を感謝する。本日の議論を受けて裁判所としても関係機関と連携を深

め，保護命令事件の取扱いについて一層気を配って対応していきたい。

5 次回日程

平成19年3月9日(木)午後1時30分